



山形県公報

令和2年1月17日(金)
第72号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・担い手支援課) ……19
- 同……………(同) ……20
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……21
- 同……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第26号

農地法(昭和27年法律第299号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番       | 地目 | 面積(平方メートル) |
|--------------|----|------------|
| 酒田市福山字興屋田74番 | 田  | 3,172      |
| 酒田市福山字興屋田86番 | 田  | 4,027      |
| 酒田市福山字川端129番 | 田  | 4,631      |
| 酒田市福山字川端142番 | 田  | 9,214      |
| 酒田市福山字川端143番 | 畑  | 331        |
| 酒田市福山字下山本62番 | 畑  | 99         |
| 酒田市福山字下山本63番 | 畑  | 38         |

2 利用権の内容等

| 内容            | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|---------------|--------|------|--------------|
| 田又は畑として耕作すること | 令和2年2月 | 5年   | 930,130円     |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第27号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番         | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 長井市今泉字前谷地2530番 | 田  | 1,617      |
| 長井市今泉字前谷地2627番 | 田  | 3,104      |
| 長井市今泉字鶴喰2885番  | 田  | 464        |
| 長井市今泉字鶴喰2888番  | 田  | 956        |

2 利用権の内容等

| 内容         | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|--------|------|--------------|
| 田として耕作すること | 令和2年2月 | 10年  | 207,080円     |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 那 須 博 義 | 飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地 |

**山形県告示第29号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和元年9月12日 指令村総建第225号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町北二丁目13番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市神町北五丁目3番24号 有限会社ラディッツ

**山形県告示第30号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和元年10月21日 指令村総建第250号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字塩水54番1、55番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、243人である。

令和2年1月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和2年5月18日まで縦覧に供する。

令和2年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン東根店  
東根市大字東根甲7420番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 井出 武美
- 3 変更する事項  
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）1,140台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）960台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

令和2年5月3日

5 届出年月日

令和元年9月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年5月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見